

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊立川駐屯地
第431会計隊長 稲福 良

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

連番	件名	規格・数量・単位	納期	納地
1	小型無人機対処器材 構成品修理	仕様書のとおり	令和6年9月24日～ 令和6年12月20日	立川駐屯地
2	砂川宿舎2-101修繕	仕様書のとおり	令和6年9月24日～ 令和6年11月29日	現地
3	砂川宿舎2-105修繕	仕様書のとおり	令和6年9月24日～ 令和6年11月29日	現地
4	地理情報システム用非常用電源装置の定期 点検及び保守	仕様書のとおり	令和6年9月24日～ 令和7年2月28日	東立川駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年・5年・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了し、かつ有資格者と認定され、格付が「役務の提供等」の等級が「D」以上であり、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認める場合には、この限りではない。
- (7) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊立川駐屯地 第431会計隊 事務室及び東部方面会計隊HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/ea/kaikei/ea/fin/index.html>)

4 競争執行の場所及び日時

陸上自衛隊立川駐屯地 駐屯地幹部食堂 令和6年9月24日（火） 10時40分

5 落札決定

- (1) 総額により決定する。
- (2) 総額が当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10%（軽減税率対象品目については8%）相当額を加算した金額(1円未満切捨)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかどうかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金等：入札保証金および契約保証金は免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 違約金：契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 履行遅延賠償：履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 電報、電話、FAXによる入札
- (4) 指定した時間までに到着しなかった入札（発送者の責により到着の確認を実施すること）
- (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

8 契約書の作成の要否

作成する。ただし、会計法第29条の8但し書きに該当する場合は作成を省略できるものとする。

9 契約条項

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項

10 その他

- (1) 入札書を郵送する場合は送付される封筒に必ず「入札日・件名・入札書在中」の記載をし、会計隊契約班に**令和6年9月20日（金）16時00分**必着とする。
また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡し、発送者の責により到着の有無について確認すること。なお、発送の際に公告に示す必着の日時に到着する処置を講じること。
- (2) 初度入札で郵便による入札参加があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。
ア 日時：**令和6年9月30日（月）16時00分（郵便入札等締切日時：令和6年9月30日（月）15時30分）**
イ 場所：陸上自衛隊立川駐屯地 会計隊入札室
- (3) 登録業者は、資格審査結果通知書（写）を入札開始までに提出すること。
- (4) 代表者以外の方による入札の場合は委任状を提出すること。
- (5) 入札及び契約事項に関する問合せ先
〒190-8501 東京都立川市緑町5 陸上自衛隊立川駐屯地第431会計隊契約班
TEL 042-524-9321 内線347 FAX 内線344 （担当：船田）
- (6) 仕様書等に関する問合せ先
連番1
TEL 042-524-9321 内線325 担当：中里
連番2, 3
TEL 042-524-9321 内線378 担当：布施
連番4
TEL 042-524-4131 内線342 担当：山野